

厚生労働大臣が定める掲示事項

◎ 入院基本料に関する施設基準

1. 当病院は厚生労働大臣が定める基準による『地域一般入院基本料1』および『療養病棟入院基本料1』の基準を満たす保険医療機関です。
2. 3階は入院患者60名の一般病棟で『看護補助加算1』『療養環境加算』を算定しています。
当病棟では1日に14人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。
なお時間帯ごとの配置は以下の通りです。
 - ・日勤帯…看護職員1人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。
 - ・夜勤帯…看護職員1人当たりの受け持ち患者数は20人以内です。
3. 4階は入院患者60名の療養病棟で『療養病棟療養環境加算1』を算定しています。
当病棟では1日に9人以上の看護職員（看護師および准看護師）が勤務しています。
なお時間帯ごとの配置は以下の通りです。
 - ・日勤帯…看護職員1人当たりの受け持ち患者数は12人以内です。
 - ・夜勤帯…看護職員1人当たりの受け持ち患者数は30人以内です。

当病棟では1日に9人以上の看護補助者も勤務しています。

- ・日勤帯…看護職員1人当たりの受け持ち患者数は12人以内です。
- ・夜勤帯…看護職員1人当たりの受け持ち患者数は60人以内です。

* 保険医療機関の職員以外の者による看護（付添い看護）に関して

基準看護病院において、患者様のご負担による付添い看護を行うことは認められていません。

◎ 給食に関する施設基準

1. 当病院は厚生労働大臣が定める基準による給食を行っている保険医療機関です。
同基準のうち『入院時食事療養／生活療養（I）』の承認を、関東信越厚生局長より受けております。
(3階一般病棟のみ『食堂加算』あり)
* 食事の提供は管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。

◎ 手術に関する施設基準

1. 当病院は、次の手術に関し厚生労働大臣が定める施設基準に適合しており、関東信越厚生局長に届出を行っております。なお、症例件数は、令和6年1月から12月までの間に行った手術の件数です。
※胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。） 1例

◎ 選定療養に関して

1. 制限回数を超える医療行為について

当病院は、医科点数表等に規定する回数を超えて行う診療において
『呼吸器リハビリテーション料（I）』、『運動器リハビリテーション料（I）』、
『脳血管疾患等リハビリテーション料（II）』に関し

厚生労働大臣が定める施設基準に適合しており、関東信越厚生局長に届出を行っております。

当該診療は、上記リハビリテーション料を1日の上限単位数を超えて行う場合、および算定日数上限を超えた場合で、①継続により改善が期待できる場合 ②治療上有効と判断される場合に該当しない場合（維持期のリハビリテーション）でひと月13単位を超えて行われる場合に、患者様のご要望・自己選択のもとリハビリテーションを選定療養として実施いたします。当該診療は、あらかじめ文書による説明と同意を得たのち、患者様の自己負担による特別料金（下記）を徴収いたします。

『呼吸器リハビリテーション料（I）』 (1単位20分・1,925円／税込)

『運動器リハビリテーション料（I）』 (1単位20分・2,035円／税込)

『脳血管疾患等リハビリテーション料（II）』 (1単位20分・2,200円／税込)

『廃用症候群リハビリテーション料（II）』 (1単位20分・1,606円／税込)

◎ その他（関東信越厚生局長への届出を行っている施設基準）

一般病棟入院基本料

がん性疼痛緩和指導管理料

輸血管管理料II

療養病棟入院基本料

ニコチン依存症管理料

輸血適正使用加算

救急医療管理加算

がん治療連携指導料

酸素の購入価格の届出

診療録管理体制加算3

薬剤管理指導料

経腸栄養管理加算

看護補助加算1

在宅時医学総合管理料

医療DX推進体制整備加算

療養環境加算

時間内歩行試験

在宅医療DX推進体制整備加算

療養病棟療養環境加算1

神経学的検査

外来・在宅ベースアップ評価料（I）

医療安全対策加算2

C T撮影及びMR I撮影

入院ベースアップ評価料

感染対策向上加算2

（16列以上64列未満のマチスライスC T）

後発医薬品使用体制加算1

脳血管疾患等リハビリテーション料（II）

病棟薬剤業務実施加算1

運動器リハビリテーション料（I）

データ提出加算2

呼吸器リハビリテーション料（I）

入退院支援加算2

がん患者リハビリテーション料

入院時食事療養／生活療養（I）

胃瘻造設術（経皮の内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）